

2018年度定期総会の報告

第7回定期総会を6月1日(日)午後2時より、福井市内の嶋田ビル2Fにおいて開催しました。総合司会は事務局次長の小野寺恭子が行いました。

総会に先立ち、福島県から滋賀県大津市に避難しておられる青田恵子さんより特別講演をいただきました。展示した「布絵」と併せて、福島の今、避難者の心情そして国が進める「復興」のおかしさを伝えていただきました。

総会では中嶋哲演代表の挨拶に続いて事務局次長の南康人が議長として選任されました。最初に特別報告として大飯3、4号機差止訴訟の弁護団長である島田広弁護士より特別報告をいただき、以下の項目について事務局が説明し、一部修正を含めて承認をいただきました(カッコ内は説明者)。

1. 2018年活動報告(事務局長：嶋田千恵子)
2. 決算報告・予算案(会計担当：奥出春行)
3. 2019年度活動方針(通信担当：小野寺和彦)
 - (1) 学習会の開催
 - (2) 福井県及び石川県にある原発の差止訴訟への傍聴・支援
 - (3) 『かたくり通信』の定期的な発行
 - (4) 他団体と連携した行政への要請・デモやスタンディングなどの行動

閉会挨拶は副代表の東山幸弘が行いました。

*詳細は同封の総会資料をご一読ください。なお、断食募金については、通帳が分離されていないため普通預金明細のなかで分けて表示しています。また、高浜原発原告費用のうち、カンパとした頂いた分については未処理状態です。新年度でしかるべき処理を行う予定です。

福井県及び石川県の原発差止訴訟概況

(係争中のもの：2019年7月上旬現在)

(*各裁判のホームページや新聞記事などを参考に編集子が整理しました。文責は編集子にあります。)

■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所：大阪地裁
- ◇ 裁判の種類：行政訴訟
- ◇ 被告：国、2017年12月より関西電力が加わる。
- ◇ 提訴日：2012年6月12日
- ◇ 主たる争点等：基準地震動の過小評価(ばらつきのとらえ方、「地震データ改竄問題」など)及び火山灰に対する措置の問題。
- ◇ 経過：2019年6月24日の第30回口頭弁論期日では、規制委が過小評価とした関電の火山灰評価について再度取り上げた。上記評価にもかかわらず、規制委が原発の停止を認めないことは、原子力規制の基本を踏み外したものであることを主張。
- ◇ 今後の予定：第31回口頭弁論期日。9月26日(木)、15時より大阪地裁201号法廷。

■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所：大阪地裁
- ◇ 裁判の種類：仮処分
- ◇ 債務者：関西電力
- ◇ 申し立て日：2017年12月25日
- ◇ 主たる争点：基準地震動のみに絞っている。
- ◇ 経過：2018年7月9日の第3回審尋で裁判所の理解のために島崎邦彦氏が説明。2018年10月16日の第4回審尋で突然の裁判長交代と審尋終了。2019年3月28日に申立却下の決定。2019年4月10日、申立人は大阪高裁に即時抗告。
- ◇ 今後の予定：第1回審尋は9月25日13時30分(大阪高裁別館11階11民事部書記官室)。担当山下裁判長は、高浜差止の福井地裁決定を大阪高裁でひっくり返した方!

■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所：京都地裁
- ◇ 裁判の種類：民事訴訟
- ◇ 被告：関西電力
- ◇ 提訴日：2012年11月29日

◇ 主たる争点等：大飯原発で事故が起こった場合の避難の困難性、活断層を含む地盤特性の問題点、基準地震動、火山灰、津波、核燃料溶融対策など。

◇ 経過：第23回口頭弁論期日（2019年5月9日）では、出口弁護団長が国民の人権に向き合うよう裁判所に訴えた。また一般建築物の耐震性レベルが原発よりはるかに大きな揺れに耐えられるよう設計されていることも訴えた。

◇ 今後の予定：第24回口頭弁論期日。8月1日（木）14時30分から。

■ 大飯原発3、4号機、高浜原発1～4号機、美浜原発3号機

◇ 係属裁判所：大津地裁

◇ 裁判の種類：民事訴訟

◇ 被告：関西電力

◇ 提訴日：2013年12月24日

◇ 主たる争点等：福島第一原発事故の原因論、判断枠組み論、新規制基準の合理性、基準地震動の過小評価問題等々多岐にわたる。第16回期日では、放射性廃棄物の処理問題を、判断枠組み論及び人格権論の2点において正面から論じる準備書面を提出。特に後者の点では、私たち一人一人には、人格権の一内容として、「(次世代に) 命をつなぐ権利」があり、これが放射性廃棄物の発生产業（原子力発電）を差し止める根拠になることを訴えている

◇ 経過：2019年6月4日の第23回口頭弁論期日では、主張の終結を目指して、地震、津波、燃料ピット、特重施設・コスト、火山、総括的主張の書面を提出。関電は中性子照射に伴う圧力容器の脆化などについて反論。事前の進行協議で以下のことを確認：原告側は次回の期日で主張は終了、関電はその後2回の期日で反論を終了すること、来年度6月に原告側は証人採否の決定を求め、9月から尋問を開始すること。

◇ 今後の予定：第24回口頭弁論期日（9月10日）、第25回（12月10日）、第26回（2020年3月10日）の口頭弁論期日が予定されている。

■ 高浜原発1、2号機、美浜原発3号機

◇ 係属裁判所：名古屋地裁

◇ 裁判の種類：行政訴訟

◇ 被告：国

◇ 提訴日：2016年4月14日

◇ 主たる争点等：新規制基準適合性審査の過誤・欠落に加え、40年超運転延長認可に係る審査基準の不合理性、審査の是非が争点。特に今年1月16日の期日では国側代理人が原子炉の監視試験片の原データを関電から受け取っていないと回答。これは審査過程における明白な過誤欠落であると考えられる。

◇ 経過：当初は高浜1、2号機のみであったが、その後美浜3号機も追加。原告側は双方の事件の統合を主張したが、裁判所はこれを退けて、別々の事件として審理が進められている。2019年7月11日の口頭弁論では、原子炉の中性子照射脆化とそれに関連する加圧熱衝撃（加圧状態のまま原子炉圧力容器内壁が急冷される事象）、6月の川内原発行政訴訟の不当判決に関する主張を行った。

◇ 今後の予定：高浜については第13回、美浜については第11回口頭弁論期日。10月16日（水）13時30分より開廷。

■ 志賀原発1及び2号機

◇ 係属裁判所：金沢地裁

◇ 裁判の種類：民事訴訟

◇ 被告：北陸電力

◇ 提訴日：2012年6月26日

◇ 主たる争点等：2016年4月27日、原子力規制委員会有識者会合が1号機原子炉建屋直下の断層について「活断層と解釈するのが合理的」とした報告を受理。この結果がくつがえらなければ1号機は再稼働できず、2号機も大幅な耐震工事が必要。

◇ 経過：原告側は審理は尽くされたとして早期結審を求めているが、北陸電力も裁判所も規制委員会の判断を待つべきとの態度を表明している。さる4月22日の第27回口頭弁論期日は何と13ヶ月ぶりの口頭弁論であり、しかも原告側からの「期日指定」の

申し入れを無視できずに開廷されたものである。

- ◇ 今後の予定：第28回口頭弁論期日。8月1日（木）13時30分より。

■ 志賀原発1及び2号機 NEW!

- ◇ 係属裁判所：富山地裁
- ◇ 裁判の種類：民事訴訟
- ◇ 被告：北陸電力の代表取締役5名
- ◇ 提訴日：2019年6月18日
- ◇ 主たる争点等：本件原発の再稼働ない再稼働を前提とした行為を行うことは、善管注意義務及び忠実義務違反であり、会社法第360条の株主差止請求権に基づき、再稼働及び再稼働を前提とした行為の差止を請求する。



富山地裁前で囲み取材に答える原告団長の和田廣治さん

- ◇ 今後の予定：第1回口頭弁論期日は9月27日（金）午前11時より。

■ 大飯原発3、4号機、高浜原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所：福井地裁
- ◇ 裁判の種類：行政訴訟（本人訴訟）
- ◇ 被告：国
- ◇ 提訴日：2018年3月15日
- ◇ 主たる争点等：避難計画の策定や安定ヨウ素剤の配布は原発から放射性物質が拡散されることを前提としており、よって国は原発の再稼働を認めてはいけない。
- ◇ 経過：2019年4月10日、原子炉設置変更許可の取り消しの訴えを却下の決定。原告は4月22日に名古屋高裁金沢支部に控訴。
- ◇ 今後の予定：不明。



■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所：福井地裁
- ◇ 裁判の種類：仮処分（本人訴訟）
- ◇ 債務者：関西電力
- ◇ 申立日：2019年3月19日
- ◇ 主たる争点等：基準地震動が過去に起きた地震の平均像を基にしていること等。7月8日の第2回審尋（最終）では、さらに「倫理性の観点」を判断枠組みの根底に据えるよう裁判所に訴えた。
- ◇ 今後の予定：2019年10月16日（水）に決定の予定。時間は未定。

■ 第9回学習会 ■

使用済み核燃料と廃炉問題

さる6月30日（日）、当会主催で福井市の嶋田ビル2Fにて学習会を開催しました。使用済み核燃料の処理と廃炉問題に絞って、当会の南康人さんが約1時間にわたって原発の「後始末の問題点」について説明しました。これは福井県内で数回にわたって行われた大阪府立大学名誉教授の長沢啓行先生の講演をベースにしたものです。

南さんは、核燃料プールでの保存、キャスクでの保存、さらに廃炉の方法などについて問題点を丁寧に解説。結論の一部として乾式キャスクによる貯蔵を認めるならば、ということで4つの条件を紹介しています。

- ①「再処理」「深地層処分のため」の中間貯蔵はだめ！無条件での地上管理による貯蔵が必須。
- ②稼働中の原発の使用済み燃料プールを空けるための乾式貯蔵はだめ！
- ③キャスクの寿命は100年以上に。劣化時の補修・取替を考えた設計に。
- ④キャスクの寿命を延ばすには、プールでの冷却期間を長くしなければならない。

最後に「これらの問題は人類史的なレベルで責任を負うことを考えていく必要がある」と語ったのが印象的でした。